

# 2019年春闘第3回団交報告(今後に繋がるコメントを得ました)

3月25日(月)、2019年春闘第3回団交を開催し、会社から第2次回答がありました。連合労組が早々に妥結したため、回答を変更させることは極めて困難でしたが、今後に繋がるコメントは得ることができました。JMITU支部として妥結を表明しました。第2次回答の主な内容は、下記のとおりです。

## 1 賃上げについて、上積み再回答

上積みは認められません。

### <解説>

「今年の賃上げ回答は、消費税増税を考慮した結果なのですか？」とのJMITU支部の質問に対して、会社は「(増税はまだ実施されていないので)考慮していません」と返答しました。

「10月からの消費税増税の結果、物価が上昇したら、来年の春闘では考慮しますか？」との質問に対して、会社は「物価上昇は、考慮せざるを得ません」という主旨の返答をしました。

## 2 再雇用者の労働条件の改善

賃上げ、家族手当、住宅手当の支給について、いずれも認められません。

会社は、世間の動向を注視し、秋闘等にて議論したいと考えております。

### <解説>

正規(正社員)と非正規(パート、再雇用社員など)の不合理な待遇差は、法律により禁止されることになりました。最近の裁判では、住宅手当が非正規に支給されていないことは不合理な待遇差と判断され、十割支給を命ずる判決が連続しています。

「秋闘等で論議したい」という会社の回答は、「不合理な待遇差の禁止」を強く意識した前向きなものであると、JMI

TU支部は判断しました。東京測器で住宅手当が支給されていないのは、再雇用社員だけです。JMITU関東三菱自動車支部では、再雇用社員にこれまで支給してこなかった一時金を、今後は正社員と同一月数支給するとの回答がありました。

今後、夏季一時金交渉を含めて、再雇用社員の労働条件改善を目指します。会社に対して、「一時金の支給月数が、パートタイムは正社員の支給月数の55%、再雇用社員は60%であることは、不合理な待遇差であると考えています。夏季一時金では、是正を求めていく予定です」と伝えました。

### **3 「正社員と非正規雇用労働者との間での労働条件について格差がある場合は、ただちに是正し、均等待遇を実現すること」に対する回答を下記の通り変更。**

前回の回答：現在は考えておりません。

今回の回答：支部の具体的な改善内容の要求があれば回答します。

#### **<解説>**

これも、正規（正社員）と非正規（パート、再雇用社員など）の不合理な待遇差が法律により禁止されることになったことを反映した回答の変更であると、JMITU支部は判断しています。